

介護老人保健施設
重要事項説明書及び同意書

介護老人保健施設 イーハートーブ

介護老人保健施設イーハトーブ重要事項説明書及び同意書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設イーハトーブ
- ・開設年月日 平成 3 年 6 月 5 日
- ・所在地 岩手県盛岡市本宮一丁目 6 番 12 号
- ・電話番号 019-636-2626 ・ F A X 番号 019-635-3288
- ・管理者名 荻野 忠良
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0350180022 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設イーハトーブの運営方針]

「平成 3 年 6 月 5 日に医療法人謙和会がお年寄りの福祉と医療サービスを提供し、さらにより生活を楽しみ、地域に開かれた施設を目的に、医療法人謙和会荻野病院と併設で開設しました。これから訪れる高齢化社会に向けて、お年寄りの為の理想郷を作ろうと考えています。」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	2 (兼務)		1 (兼務)	入所者の健康管理及び医療保健に関する業務を行う
・看護職員	入所 6 以上 通所 1		1	医師の指示の下に入所者等の健康状態や服薬管理等、病状・心身の状態等に応じた処置、援助に関する業務を行う
・薬剤師	1 (兼務)			医師の指示の下で入所者等に処方箋により薬剤等を提供する業務を行う
・介護職員	入所 14 以上 (うち介護福祉士 14 以上) 通所 4 (うち介護福祉士 4)		1	入所者等の身体的、精神的介護、清潔の保持、リハビリテーション等の指導、日常生活全般にわたる援助に関する業務を行う
・支援相談員	1 以上			入所者に対する相談等次の業務を行う ・ 入所者及び家族の処遇の

				相談、苦情及び処理 ・ 生活、行動プログラム作成 ・ 関係市町村との連携
・ 作業療法士	3(専従)	1		入所者等の心身の諸機能の改善又は維持を図る為リハビリテーションの指導など日常全般にわたる援助に関する業務を行う
・ 理学療法士	3(専従)			
・ 言語聴覚士	0			
・ 管理栄養士	1(専従) 1(兼務)			入所者等の食生活の充実、栄養管理に努め、各部門との連携を図り業務を行う
・ 介護支援専門員	1 以上			入所者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握し、医師の治療方針に基づき、サービス計画を作成する業務を行う
・ 事務職員	1 以上 (専従) 1(兼務)			庶務、会計経理、診療報酬請求事務及び関係機関との連携等に関する業務を行う
・ その他	1(兼務)			

(4) 入所定員等

- ・ 定 員 61 名 (内 短期入所療養介護 有り)
- ・ 療養室 個室 5 室、2 人室 2 室、4 人室 13 室

(5) 通所定員 25 名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事 (食中毒防止や衛生管理の観点から、施設管理及び提供を原則としております。)
 - 朝食 7 時 30 分～8 時 15 分
 - 昼食 12 時～12 時 45 分
 - 夕食 18 時～18 時 45 分
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑧ 機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 理美容サービスの連絡
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

- | | | |
|-----------|-------------|---------------------|
| ・協力医療機関 | 遠山病院 | 盛岡市下ノ橋 6 番 14 号 |
| ・協力歯科医療機関 | ・松嶋歯科医院 | 盛岡市西仙北一丁目 20 番 33 号 |
| | ・小笠原歯科クリニック | 盛岡市本宮三丁目 32-5 |

協力医療機関には、①急変時、常時相談体制確保 ②診療体制の常時確保 ③急変時、原則入院体制確保をして頂いておりますので、病歴等の情報を共有する会議を定期的開催を実施しております。

協力機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がない場合については、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 感染症などの流行期には制限や禁止をする場合があります
- ・外出・外泊 (体調等に問題無ければ随時可能ですが事前に御相談ください)
- ・飲酒・喫煙 (日常的な飲酒は御遠慮願います〈要相談〉。喫煙はフロア内全面禁止です)
- ・火気の取扱い (原則禁止となります)
- ・設備・備品の利用 (当施設フロア以外の設備等使用は原則出来ません)
- ・所持品・備品等の持ち込み (事前に御相談ください。施設内での携帯電話の利用についてのお願い：別添)
- ・金銭・貴重品の管理 (利用者管理が原則ですが、なるべく持込みは御遠慮下さい)
- ・外泊時等の施設外での受診 (緊急時を除いては行えません)
- ・宗教活動 (禁止となります)
- ・ペットの持ち込み (御遠慮願います)

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、補助散水栓、
- ・防災訓練 年 2 回以上 (うち 1 回は夜間想定)

6. 事故発生時の対応

当施設において、サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者への迅速な対応と医師・看護師への報告を行うとともに利用者の御家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるものとします。

また、事故の原因調査・分析を行い、事故の再発を防止するものとします。

*事故の内容によっては関係官公署へ速やかに報告するものとします。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレット等を用意しておりますので、ご請求ください。

介護老人保健施設イーハトーブ施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人謙和会が開設する介護老人保健施設イーハトーブ（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。相談・苦情等があった場合は、迅速かつ誠実な対応に努める。《別紙資料2》参照
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設イーハトーブ
- (2) 開設年月日 平成3年6月5日
- (3) 所在地 岩手県盛岡市本宮一丁目6番12号

- (4) 電話番号 019-636-2626 F A X 番号 019-635-3288
- (5) 管理者名 荻野忠良
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0350180022 号)

(従業者の職種、員数)

第 5 条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者（施設長・医師 兼務） 1 人
- (2) 医師（兼務） 1 人
- (3) 薬剤師(兼務) 1 人
- (4) 看護職員 入所 6 人以上
- (5) 介護職員 入所 14 人以上うち介護福祉士 14 人以上
- (6) 支援相談員 1 人以上
- (7) 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士 7 人
- (8) 栄養士又は管理栄養士 1 人(専従) 1 人(兼務)
- (9) 介護支援専門員 1 人以上
- (10) 調理員 5 人
- (11) 事務員 1 人以上(専従) 1 人(兼務)
- (12) 事務長（兼務） 1 人

(従業者の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 調理員は、利用者の食事提供を適切に行う。
- (11) 事務員は、利用者の利用料等の授受を適切に行い、介護給付費等の請求業務を行う。
- (12) 事務長は、施設長を補佐し施設運営・建物の設備管理並びに人事、予算、会計に関

する業務を統括し、各部門の指導連携に関する業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、61人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費・居住費、日常生活品費、教養娯楽費、行事費、健康管理費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 当施設のサービスを受ける利用者からは、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計2ヶ月分相当額を預かることがある。
- (4) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別紙資料1》を参照。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 12 条 当施設は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 外出・外泊及び身上に関する変更等が生じた場合は、当施設に届出を行うものとする。
- ・ 飲酒・喫煙は、原則として禁止する。(但し、当施設の許可を受けた場合はその限りではない)
- ・ 火気の取扱いは、原則禁止とする。(但し、指定した場所ではその限りではない)。
- ・ 設備・備品の利用に関しては、無断でその位置形状を変更しないこと。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、当施設としては必要最小限に留める。
- ・ 金銭・貴重品等の管理は、原則は本人管理とする。(但し、当施設で管理できないと判断した利用者の方は、持ち込み禁止か、当施設で預かる場合がある)
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、原則出来ない。(但し、緊急の場合はその限りではない)
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、原則禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

尚、当施設利用者が、留意事項に違反、若しくは施設長等の指示に従わないときは、退所を求めることが有り得る。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第17条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第19条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人謙和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。(介護サービス利用の皆様へのお願い：別添)

4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人謙和会介護老人保健施設イーハートープにおいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる 1 割又は 2 割、3 割とそれぞれ対象分の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく 2 種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション等）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、または認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては次頁以降をご参照ください。

介護老人保健施設イーハトーブ 入所の場合の利用者負担額

- 1 保険給付の自己負担額（介護保険法では、介護度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担1割の方分です。2割負担の方×2・3割負担の方×3）

介護老人保健施設サービス費（Ⅰ）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	在宅強化型	788円	863円	928円	985円	1,040円
多床室	在宅強化型	871円	947円	1,014円	1,072円	1,125円

初期加算(Ⅰ・Ⅱ)	60・30円(入所日から30日間限、1日につき)
夜勤職員配置加算	24円(1日につき)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	51円(超在宅強化型を算定した場合、1日につき)
短期集中リハ加算(Ⅰ・Ⅱ)	258・200円(入所日から3月以内、1回につき)
認知症短期集中リハ加算(Ⅰ・Ⅱ)	240・120円(入所日から3月以内、1回につき)
経口移行加算	28円(1日につき)
経口維持加算(Ⅰ・Ⅱ)	400・100円(1月につき)
口腔衛生管理加算(Ⅰ・Ⅱ)	90・110円(1月につき)
療養食加算	6円(1回につき)
栄養マネジメント強化加算	11円(1日につき)
認知症チームケア推進加算(Ⅰ・Ⅱ)	150・120円(1月につき)
リハマネ計画書情報加算(Ⅰ・Ⅱ)	53・33円(1月につき)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ・Ⅱ)	3・13円(1月につき)
排せつ支援加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	10・15・20円(1月につき)
自立支援推進加算	300円(1月につき)
科学的介護推進体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	40・60円(1月につき)
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ(イ・ロ)	140・70円(1回につき)
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240円(1回につき)
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100円(1回につき)
所定疾患施設療養費Ⅱ	480円(1日につき)
新興感染症等施設療養費	240円(1日につき)
外泊時費用	362円(1日につき)
入所前後訪問指導加算(Ⅰ・Ⅱ)	450・480円(1回限)
退所時栄養情報連携加算	70円(1回限)
再入所時栄養連携加算	200円(1回限)
退所時情報提供加算(Ⅰ・Ⅱ)	500・250円(1回限)
入退所前連携加算(Ⅰ・Ⅱ)	600・400円(1回限)
協力医療機関連携加算	50円(1月につき)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ・Ⅱ)	10・5円(1月につき)
安全対策体制加算	20円(1回につき)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	100・10円(1月につき)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円(1日につき)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護保険サービス単位数合計の7.5%

ターミナルケア加算	・死亡日前31日～45日	72円(1日につき)
	・死亡日前4日～30日	160円(1日につき)
	・死亡日前2～3日	910円(1日につき)
	・死亡日	1,900円

＊上記加算において(Ⅰ・Ⅱ)などにつきましては、いずれかに該当する料金のみ算定となります。
例：初期加算(Ⅱ)の 30/日を算定している場合は、(Ⅰ)の 60/日は算定されない。

2 利用料

①食費 1,780 円（朝食 480 円・昼食 700 円・夕食 600 円）

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている金額が 1 日にお支払いいただく食費となります。別紙資料 1 参照）

②居住費

- ・個室 1,640 円／日
- ・多床室 450 円／日

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている金額が 1 日にお支払いいただく居住費となります。別紙資料 1 参照）

③日常生活品費・教養娯楽費 300 円／日

＊但し、以下の内容に同意をいただいた場合とします。

・日常生活品費

- (1) ペーパータオル
- (2) リンスインシャンプー、ボディーソープ、ハンドソープ
- (3) 入れ歯用洗浄剤及び歯ブラシ
- (4) おしぼりタオル
- (5) 保湿剤
- (6) マスク

・教養娯楽費

- (1) 行事等での写真現像代
- (2) 色画用紙、折り紙、模造紙、セロファンテープ
- (3) マジックペン太字/細字、クレヨン、色鉛筆、書道用品
- (4) レクリエーション用品、遊具購入品

④ 理美容代 利用の業者へ実費でお支払いとなります。

⑤ 行事費等 その都度実費をいただきます。

⑥健康管理費

肺炎球菌ワクチン予防接種に係る費用で肺炎球菌ワクチン予防接種を希望された場合に
7,000 円 お支払いいただきます。

⑦個人的に使用する機器等にかかる電気代 1 日 55 円 をお支払いいただきます。

⑧診断書等の文書の発行費用 1,080 円（死亡診断書 5,500 円）をお支払いいただきます。

⑨死体処置料 5,500 円

＜使用した場合＞ セーフティーセット 3,300 円 顔あて 330 円 顎バンド 220 円
合掌バンド 220 円 ガーゼ寝巻 2,500 円 をお支払いいただきます。

令和 7 年 4 月 1 日改定

「国が定める負担限度額段階（第 1～3 段階）」

に該当する利用者等の負担額

<2025.8/1～>

- 利用者負担は、所得などの状況から 4 段階に分けられ、国が定める第 1～3 段階の利用者には負担軽減策設けられています。
- 利用者がどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1～3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の掲示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」されることがあります）
- 利用者負担第 1・第 2・第 3 段階に該当する方とは、次のような方です。
 - 【第 1 段階】：生活保護受給者
 - 【第 2 段階】：世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額 80.9 万円以下かつ、預貯金等の合計が 650 万円(夫婦は 1,650 万円)以下の方
 - 【第 3 段階①】：世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額 80.9 万円超 120 万円以下かつ、預貯金等の合計が 550 万円(夫婦は 1,550 万円)以下の方
 - 【第 3 段階②】：世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額 120 万円超かつ、預貯金等の合計が 500 万円(夫婦は 1,500 万円)以下の方
- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずねください。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）

	食費	利用する居室のタイプ	
		従来型個室	多床室
第 1 段階	300	550	0
第 2 段階	390		430
第 3 段階	①650 ②1,360	1,370	

相談・苦情等への対応について

1、苦情相談窓口

介護老人保健施設 イーハトーブ	電話：019-636-2626 FAX：019-635-3288 担当者：佐藤光一(医療法人 謙和会 事務長)
イーハトーブ 地域包括支援センター	電話：019-635-5777 FAX：019-635-5796 担当者：鈴木智之(管理者)
医療法人 謙和会 医療安全管理委員会	電話：019-636-0317 FAX：019-635-1304 担当者：坂本千春(看護師)
盛岡市介護保険課 受付相談係	電話番号：019-626-7561 FAX 番号：019-651-1181
国民健康保険団体連合会	電話番号：019-604-6700 FAX 番号：019-604-6701
岩手県福祉サービス運営適正 化委員会	電話番号：019-637-8871 FAX 番号：019-637-9712

2、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

①迅速な連絡

- ・職員の対応への苦情の場合：職員の対応への苦情について利用者から苦情があった場合、速やかに施設長に報告する。
- ・施設サービス等、施設運営に対しての苦情の場合：施設のサービス、運営に対して利用者から苦情があった場合は迅速に担当者に連絡をし、連絡を受けた担当者は速やかに施設長に報告する。

②問題の把握と解決

- ・利用者およびご家族、関係者から事情を確認し問題点を把握し解決策を検討・調整する。

③問題の解決策について利用者およびご家族に説明し同意を得る。

3、苦情があったサービス内容、職員に対する対応方針等

- ・問題の生じた原因について聴取・協議し解決策を提示してサービス方法等の変更を求める。
- ・必要に応じて市町村・国保連・県への指導を依頼する。

4、その他 参考事項

- ・職員の資質向上のため研修等に参加し苦情の発生の予防に努める。

*当施設では、現時点での第三者評価等の実施はありません。

個人情報に関する基本方針

医療法人謙和会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者には、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法入内において規則類を整備し、安全性に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話 019-636-2626）までお問い合わせください。なお、開示対象についてはサービス提供記録を含みます。

4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。個人情報相談窓口（電話 019-636-2626／担当者）までお申し付けください。

以上

平成 30 年 4 月 1 日

医療法人謙和会 介護老人保健施設イーハトーブ

施設長 荻野 忠良

当院における個人情報の利用目的

○医療提供

- ・当院での医療サービスの提供
- ・他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族等への病状説明
- ・その他、患者さんへの医療提供に関する利用

○診療報酬請求のための事務

- ・当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

○当院の管理運営事務

- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・当該患者さん医療サービスの向上
- ・入退院等の病棟管理
- ・その他、当院の管理運営業務に関する利用

○企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

○医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

○医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料

○当院内において行われる医療実習への協力

○医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

○外部監査機関への情報提供

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がない場合については、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

岩手県盛岡市本宮1丁目6-12

医療法人謙和会

荻野病院・介護老人保健施設イーハトーブ

TEL 019-636-0317 理事長 荻野忠良

介護老人保健施設サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項、別紙の内容を説明しました。

〈事業者〉

所在地：岩手県盛岡市本宮 1 丁目 6-12

事業者名：医療法人 謙和会

事業所名：介護老人保健施設イーハトーブ

代表者： 施設長 荻野 忠良 ㊞

説明者： ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から介護保険施設サービスについての重要事項、別紙内容の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

〈住 所〉

〈氏 名〉

㊞

(代理人)

〈住 所〉

〈氏 名〉

㊞

(続柄)